資料４

広島市教育振興基本計画の時点修正について（案）

１　広島市教育振興基本計画について

　根拠法令　教育基本法第17条第2項

（教育振興基本計画）

第17条　政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2　地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

策定年月　平成２２年９月

計画期間　平成２２～３２年度（第５次広島市基本計画に同じ）

※ただし「主な取組」（施策に係る具体的な取組）については、策定時は平成２２～２５年度までを定め、平成２６年度以後については、施策の状況等をみながら時点修正することとした。

２　時点修正の経緯等

平成２６年３月に「主な取組」等を平成２６～２９年度までの内容となるよう時点修正を行った。この期間の満了に伴い、平成３０～３２年度までの「主な取組」となるよう、再度時点修正を行う。

３　今回の修正のポイント

　　施策の実施状況や現況等を踏まえるとともに、必要に応じ次のことも考慮して修正する。

　○　平成２８年１２月策定の広島市教育大綱等の内容。

○　新学習指導要領の内容（全面実施：小学校H３２～、中学校H３３～、高等学校H３４～）。

○　広島市教育委員会事務点検・評価報告書との整合。

４　「広島市教育振興基本計画（平成３０年３月時点修正）」の内容等

　　　別添のとおり

【参考】

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | H29年度 | H30年度 | H31年度 | H32年度 | H33年度 | H34年度 | H35年度 |
| 広島市教育振興基本計画 | | 時点修正 |  |  | 新計画策定 |  |  |  |
| 第３期教育振興基本計画（国） | | 策定 |  |  |  |  | 第4期計画策定 |  |
| 広島市教育大綱 | |  |  |  |  |  |  |  |
| 新学指導要領 | 小学校 | 先行実施 |  | 全面実施 |  |  |  |  |
| 中学校 | 先行実施 |  |  | 全面実施 |  |  |  |
| 高等学校 |  | 先行実施 |  |  | 全面実施 |  |  |
| 第5次広島市基本計画 | |  |  |  |  |  |  |  |